

東京都公報

発行 東京都

目次

84

公 告

○当せん金付証券の発売委託…（財務局主計部公債課）…

雑 報

○当せん金付証券の発売委託（二件）……………
……………（全国自治宝くじ事務協議会）…

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和七年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百四十二回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚
- 三 証券金額 一枚百円
- 四 発売期間 令和八年一月七日から同月二十七日まで

五	当せん金の総額	発売総額に対して八千三百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千三百六十七万三千九百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百五十万円
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百四十三回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	十億円 五百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和八年一月十四日から同年二月二日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して四億四千九百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して六千四百九十万八千六百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して九千十万円
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百四十四回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億円 百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和八年一月十四日から同年二月

五	当せん金の総額	発売総額に対して九千五百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千九百六十二万八千四百円
八	その他発売経費	発売総額に対して千二百一十一万四千元
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百四十五回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	一億六千万円 八十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和八年二月四日から同月十七日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して七千六百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百七十万二千七百二十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千八十七万六千元
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百四十六回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚
三	証券金額	一枚百円

<p>四 発売期間 令和八年二月十八日から同年三月十日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して九千九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千三百六十七万三千九百九十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千九百五十万円</p> <p>九 受託申請期限 令和七年十月十四日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>四 発売期間 令和八年三月十一日から同月二十九日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して八千五百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千三百六十九万五千九百九十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千九百五十万円</p> <p>九 受託申請期限 令和七年十月十四日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千六百四十七回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 六億円 三百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 令和八年三月七日から同月三十一日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して二億七千四百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千八百九十五万三千九十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して五千四百六十万円</p> <p>九 受託申請期限 令和七年十月十四日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p style="text-align: center;">雑 報</p>	
<p>一 名称 第二千六百四十八回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p>				

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和七年九月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
発売総額及び枚数
第千八十七回全国自治宝くじ
十一億円 五百五十万枚
- 二 証券金額
一枚二百円
- 三 発売期間
令和八年一月七日から同月二十七日まで
- 四 当せん金の総額
発売総額に対して五億二千二百五十万円
- 五 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 六 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して一億一千百九十九万九千円
- 七 その他発売経費
発売総額に対して六千六百三十三万円
- 八 受託申請期限
令和七年十月十四日
- 九 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 十

- 一 名称
発売総額及び枚数
第千八十八回全国自治宝くじ
十二億円 四百万枚
- 二 証券金額
一枚三百円
- 三 発売期間
令和八年一月十四日から同年二月二日まで
- 四 当せん金の総額
発売総額に対して五億五千二百万円
- 五 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 六 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して九千九百七十二万六千円
- 七 その他発売経費
発売総額に対して九千八百五十二万円
- 八 受託申請期限
令和七年十月十四日
- 九 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 十

- 一 名称
発売総額及び枚数
第千八十九回全国自治宝くじ
八億円 四百万枚
- 二 証券金額
一枚二百円
- 三 発売期間
令和八年一月二十一日から同年二月二日まで
- 四 当せん金の総額
発売総額に対して三億八千万円
- 五 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務
 発売総額に対して八千六十五万二千元
 発売総額に対して四千八百二十四万円
 令和七年十月十四日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称
発売総額及び枚数
第千九十回全国自治宝くじ
十二億円 千二百万枚
- 二 証券金額
一枚百円
- 三 発売期間
令和八年一月二十八日から同年二月十七日まで
- 四 当せん金の総額
発売総額に対して五億二千四百七十万円
- 五 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 六 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して八千二百二十三万二千三百七十円
- 七 その他発売経費
発売総額に対して一億二千二十四万円
- 八 受託申請期限
令和七年十月十四日
- 九 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 十

- 一 名称
発売総額及び枚数
第千九十一回全国自治宝くじ
十一億円 五百五十万枚
- 二 証券金額
一枚二百円
- 三 発売期間
令和八年一月二十八日から同年二月十七日まで
- 四 当せん金の総額
発売総額に対して五億二千二百五十万円
- 五 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 六 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して一億一千百九十九万九千円
- 七 その他発売経費
発売総額に対して六千六百三十三万円
- 八 受託申請期限
令和七年十月十四日
- 九 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 十

- 一 名称
発売総額及び枚数
第千九十四回全国自治宝くじ
十二億円 六百万枚
- 二 証券金額
一枚二百円
- 三 発売期間
令和八年二月十八日から同年三月十日まで
- 四 当せん金の総額
発売総額に対して五億七千万円
- 五 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億二千七百七十三万四百円
 八 その他発売経費
 発売総額に対して七千二百三十六万円
 令和七年十月十四日
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
 十 その他

一 名称
 第千九十五回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数
 十三億円 六百五十万枚
 一枚二百円
 三 証券金額
 令和八年二月二十五日から同年三月十七日まで
 四 発売期間
 発売総額に対して六億一千七百五十万円
 五 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 六 委託対象事務の範囲
 画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億二千八百八十四万三千元
 八 その他発売経費
 発売総額に対して七千八百三十九万円
 令和七年十月十四日
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
 十 その他

一 名称
 第千九十六回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数
 十五億円 五百万枚
 一枚三百円
 三 証券金額
 令和八年三月七日から同月三十一日まで
 四 発売期間
 発売総額に対して六億九千万円
 五 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 六 委託対象事務の範囲
 画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億二千四百三十五万五千元
 八 その他発売経費
 発売総額に対して一億二千三百十五万円
 令和七年十月十四日
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
 十 その他

一 名称
 第千九十七回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数
 九億円 四百五十万枚
 一枚二百円
 三 証券金額
 令和八年三月七日から同月二十四日まで
 四 発売期間
 発売総額に対して四億二千七百五十万円
 五 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して九千七十六万三千二百円
 八 その他発売経費
 発売総額に対して五千四百二十七万円
 令和七年十月十四日
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
 十 その他

一 名称
 第千九十八回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数
 九億円 九百万枚
 一枚百円
 三 証券金額
 令和八年三月十一日から同月二十九日まで
 四 発売期間
 発売総額に対して四億三千二百万円
 五 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 六 委託対象事務の範囲
 画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して九千八百三万九千七百円
 八 その他発売経費
 発売総額に対して九千五百四十九万円
 令和七年十月十四日
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
 十 その他

一 名称
 第千九十九回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数
 八億円 四百万枚
 一枚二百円
 三 証券金額
 令和八年三月十八日から同月三十一日まで
 四 発売期間
 発売総額に対して三億八千万円
 五 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 六 委託対象事務の範囲
 画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して七千九百二十八万八千円
 八 その他発売経費
 発売総額に対して四千八百二十四万円
 令和七年十月十四日
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
 十 その他

一 名称
 第千九十九回全国自治宝くじ
 二 発売総額及び枚数
 八億円 四百万枚
 一枚二百円
 三 証券金額
 令和八年三月十八日から同月三十一日まで
 四 発売期間
 発売総額に対して三億八千万円
 五 当せん金の総額
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 六 委託対象事務の範囲
 画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して七千九百二十八万八千円
 八 その他発売経費
 発売総額に対して四千八百二十四万円
 令和七年十月十四日
 九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
 十 その他

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和七年九月三十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百九十回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

七億五千万円 百五十万枚

(二億五千万円を一単位(一ユニット)として

三単位(三ユニット)。ただし、発売状況によ

り、原則発売総額の百五十パーセントを上

限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚五百円

令和八年一月一日から同月三十一日まで

発売総額に対して三億三千七百五十万円。た

だし、発売状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して九十万二千八百五十三円。た

だし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して一億一千三百四十七万五千円。

ただし、発売状況等により増減する場合がある。

令和七年十月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 七 当せん金支払手数料
 発売総額に対して百十三万一千三百三十二円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
 八 その他発売経費
 発売総額に対して九千八百四十四万円。ただし、発
 売状況等により増減する場合がある。
 九 受託申請期限
 令和七年十月十四日
 十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称

第百九十二回インターネット専用全国自治宝く
 じ(クイックワン)

四億円 二百万枚

(一億円を一単位(一ユニット)として四単位

(四ユニット)。ただし、発売状況により、原

則発売総額の百五十パーセントを上

限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

令和八年一月一日から同月三十一日まで

発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売

状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して百六万七千六百四十二円。た

だし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

令和七年十月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

一 名称

第百九十三回インターネット専用全国自治宝く
 じ(クイックワン)

四億円 二百万枚

(一億円を一単位(一ユニット)として四単位

(四ユニット)。ただし、発売状況により、原

則発売総額の百五十パーセントを上

限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

三 証券金額

一枚二百円

五 当せん金の総額

令和八年一月一日から同月三十一日まで
 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

四 証券金額

一枚三百円

三 証券金額

一枚三百円

二 発売総額及び枚数

六億円 二百万枚

一 名称

第百九十一回インターネット専用全国自治宝く
 じ(クイックワン)

十 その他

係通達による。

九 受託申請期限

令和七年十月十四日

八 その他発売経費

発売総額に対して九十万二千八百五十三円。た

七 当せん金支払手数料

発売総額に対して一億一千三百四十七万五千円。

六 委託対象事務の範囲

画を除く全ての事務

五 当せん金の総額

令和八年一月一日から同月三十一日まで

四 証券金額

一枚五百円

三 証券金額

一枚五百円

二 発売総額及び枚数

七億五千万円 百五十万枚

一 名称

第百九十回インターネット専用全国自治宝く
 じ(クイックワン)

四	発売期間	令和八年一月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百七十七万五千五百十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百九十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和八年一月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百一十二万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千三百五十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百九十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ

三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和八年二月一日から同月二十八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百八万五千五百二十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百九十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位
三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和八年二月一日から同月二十八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百八万五千五百二十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百九十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位

三 証券金額	（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
四 発売期間	令和八年二月一日から同月二十八日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して百七万七千五百十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九 受託申請期限	令和七年十月十四日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一 名称	第百九十八回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二 発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
三 証券金額	令和八年二月一日から同月二十八日まで
四 発売期間	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五 当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六 委託対象事務の範囲	発売総額に対して百十万二千二百四十四円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	令和七年十月十四日
九 受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十 その他	第百九十九回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

二 発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 （五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚百円
三 証券金額	令和八年二月一日から同月二十八日まで
四 発売期間	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五 当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六 委託対象事務の範囲	発売総額に対して九十万二千八百五十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して一億一千三百四十七万五千元。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	令和七年十月十四日
九 受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十 その他	第百九十九回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
一 名称	第百九十九回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二 発売総額及び枚数	七億五千万円 百五十万枚 （二億五千万円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚五百円
三 証券金額	令和八年三月一日から同月三十一日まで
四 発売期間	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五 当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六 委託対象事務の範囲	発売総額に対して九十万二千八百五十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して一億一千三百四十七万五千元。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	令和七年十月十四日
九 受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十 その他	第百九十九回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

一	名称	第二一回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚三百円
四	発売期間	令和八年三月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百八万五千五百三十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
一	名称	第二二回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	令和八年三月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六万六千七百五十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千九百二十八万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一	名称	第二三回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	令和八年三月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千三百五十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
一	名称	第二四回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証票金額	一枚百円
四	発売期間	令和八年三月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千三百五十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和七年十月十四日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

十九
受託申請期限
その他

令和七年十月十四日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

